

令和5年度

定期監査報告書

(第1期)

横手市監査委員

監 第 5 8 号
令和5年7月31日

横 手 市 長	高 橋 大 様
横手市議会議長	寿松木 孝 様
横手市教育委員会教育長	伊 藤 孝 俊 様

横手市監査委員 柴 田 恒 宏
横手市監査委員 飼 田 一 之
横手市監査委員 青 山 豊
(公印省略)

定期監査の結果報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき、令和5年度の定期監査（第1期）を横手市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、次のとおり結果を報告します。

この監査結果に基づき、又はこの監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知願います。

目 次

1	監査の期間及び対象課等	1
2	監査の範囲	1
3	監査の方法	1
4	監査の着眼点	1
5	監査の結果の概要	2
6	まとめ	3

別添 監査の結果

(1)	財務部	4
(2)	市民福祉部	4
(3)	農林部	4
(4)	商工観光部	5
(5)	議会事務局	5
(6)	教育委員会事務局	5

令和5年度 定期監査報告（第1期）

1 監査の期間及び対象課等

令和5年4月4日（火）～令和5年7月12日（水）

実地監査日	対象課等（16機関）
5月10日（水）	横手の魅力営業課、観光おもてなし課、食農推進課
5月12日（金）	財政課、議会事務局、企業誘致課、農林整備課、農業振興課、商工労働課
5月16日（火）	介護老人保健施設老健おおもり、大森町指定通所介護事業所、特別養護老人ホーム白寿園、図書館課
5月19日（金）	横手学校給食センター、平鹿学校給食センター、雄物川学校給食センター

2 監査の範囲

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）における財務に関する事務の執行状況及び経営に係る事業の管理状況について、法令に適合し、正確に行われ、最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか行政監査的要素を取り入れ実施した。

3 監査の方法

事前に各課等から、職員業務担当一覧、補助金の状況、契約一覧、公金収納状況及び施設の各種法令に基づく点検状況等についての資料提出を求め、諸帳簿等関係書類を抽出調査するとともに、関係職員に対する質問や実査等の方法により監査した。

4 監査の着眼点

監査の主な着眼点は、次のとおりである。

- (1) 収入事務及び支出事務は、適正に行われているか。
- (2) 補助金等の事務手続きは、関係法令等に基づき適正に行われているか。

- (3) 契約事務は、関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (4) 施設の維持管理及び消防法等に基づく防火・防災対策は、適正に行われているか。
- (5) 行政財産使用許可事務手続きは、適正に行われているか。
- (6) 服務関係の手続きは適正に行われているか。
- (7) 物品の管理は適正に行われているか。
- (8) 事務処理は、能率的、効率的に行われ、改善すべき点はないか。
- (9) 前回の監査で指摘した事項が適正に改善されているか。

5 監査の結果の概要

令和5年度第1期の定期監査は、本庁、議会事務局、図書館課、社会福祉施設及び学校給食センターを対象とし、公金の取扱いをはじめ財務事務処理等が関係法令に基づき適正に行われているかを監査した結果、おおむね適正に行われているものと認めた。

なお、主な所見は次のとおりであるが、個別の指摘事項については、「別添 監査の結果」に記載した。

(1) 収入事務について

準公金の取り扱い事務をマニュアルどおりに行っていない課や現金収納しているがマニュアルが整備されていない課等が見受けられた。現金の取り扱いについては厳格な管理体制のもと事務処理を行う必要があるためマニュアルに従って適正な事務処理を行うよう留意されたい。

(2) 契約事務について

随意契約の根拠条項を誤っている課等や、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の場合に記載すべき横手市契約規則の条項が明記されていない課等が見受けられた。地方自治法施行令及び横手市契約規則を再度確認し適正な事務処理に努められたい。

(3) 財産管理について

行政財産使用許可事務手続きにおいて、年度初めから使用する行政財産使用料の調定日が4月1日付になっていない課等や、行政財産使用料が納付期限を過ぎても適正な事務処理がなされないまま出納整理期間内に納入された事例があった。地方自治法施行令等を再度確認し適正な事務処理に努められたい。

(4) 服務事務について

今回の監査でも週休日の振替えを取得されていない課が見受けられた。職員の健康管理のためにも適切に取得されたい。

6 まとめ

今回の監査の結果、前述のような改善を要する点や書類等の不備が見受けられた。日常の事務執行にあたっては、法令等を再度確認して適正な事務処理に努められたい。

また、各課等においては、他部署がうけた指摘事項についても全庁的なものとして捉え、将来にわたり同様の指摘をうけることのないよう、管理職をはじめとした組織的なチェック体制の確立と指導を徹底されたい。

軽易な事項については監査会場において、その都度関係職員に改善を指示したので記述を省略する。

別添 監査の結果

(1) 財務部

課名等	監査の結果
財政課	指摘事項なし

(2) 市民福祉部

課名等	監査の結果
特別養護老人ホーム白寿園	<p>1 契約事務</p> <p>(1) 随意契約の根拠条項を誤っている。</p> <p>(2) 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の場合に記載すべき横手市契約規則の条項を明記していない。</p> <p>2 財産管理</p> <p>(1) 不用物品の事務処理において、横手市物品規則第27条に基づく不用の決定を行っていない。</p> <p>(2) 年度初めから使用する行政財産使用料の調定日が4月1日付になっていない。</p>
介護老人保健施設老健おおもり	<p>1 服務事務</p> <p>年次有給休暇請求票の記載に不備がある。</p>
大森町指定通所介護事業所	指摘事項なし

(3) 農林部

課名等	監査の結果
農業振興課	軽易な指摘事項はあったものの、おおむね適正と認められた。
農林整備課	指摘事項なし
食農推進課	<p>1 契約事務</p> <p>随意契約の根拠条項を誤っている。</p>

(4) 商工観光部

課名等	監査の結果
商工労働課	1 契約事務 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の場合に記載すべき横手市契約規則の条項を明記していない。
企業誘致課	指摘事項なし
観光おもてなし課	1 財産管理 (1) 不用物品の事務処理において、横手市物品規則第27条に基づく不用の決定を行っていない。 (2) 行政財産使用料が納付期限をほぼ一年過ぎても未納となっている。
横手の魅力営業課	指摘事項なし

(5) 議会事務局

課名等	監査の結果
議会事務局	指摘事項なし

(6) 教育委員会事務局

課名等	監査の結果
図書館課	1 服務事務 (1) 平鹿図書館の私有車公務使用において、横手市職員の出張に係る交通手段及びその取扱いに関する規程第7条に基づく私有車登録台帳の整備に不備がある。 (2) 十文字図書館の私有車公務使用において、横手市職員の出張に係る交通手段及びその取扱いに関する規程第7条に基づく私有車登録台帳を整備していない。
横手学校給食センター	指摘事項なし
平鹿学校給食センター	軽易な指摘事項はあったものの、おおむね適正と認められた。

課 名 等	監 査 の 結 果
雄物川学校給食センター	軽易な指摘事項はあったものの、おおむね適正と認められた。